

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (社会課)

生活保護法による診療所等の廃止 (〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの (保険課)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの (〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

保安林の指定 (三件) (森林保全課)

保安林の指定の解除予定 (〃)

基本測量の実施 (管理課)

◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第七百四十三号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中下医院	米子市河崎五六六一二	平成四年七月三日
かんべ皮膚科ク リニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成四年八月三日
医療法人社団清 仁会野坂医院	米子市上新印二五六一六	平成四年八月十三日
医療法人社団清 仁会野坂医院 分院	米子市蚊屋二八一一二	"
豊川歯科医院	鳥取市古海七一六一一	"
小田歯科医院	西伯郡岸本町押口八六一二	"
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇 六一一	"

鳥取県告示第七百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
合資会社川人薬局	米子市茶町六九	平成四年六月二十六日
野坂医院	米子市上新印二五六一六	平成四年七月三十一日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	平成四年七月二十八日

鳥取県告示第七百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	平成四年七月二十七日
クリニック胃腸科	米子市西福原七二三	平成四年八月一日
健クリニック	米子市中町二二三一三	"
医療法人社団清仁会野坂医院	米子市上新印二五六一六	"
医療法人社団清仁会野坂医院蔵分院	米子市蚊屋二八一一二	"
医療法人社団ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	"
おのおの小児科内科医院	米子市東福原六七四一一	平成四年八月十七日
入江歯科医院	八頭郡八東町大字安井宿一〇二一一	平成四年八月十八日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	平成四年八月一日
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六一三	"

鳥取県告示第七百四十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池 田 浩	鳥国薬第八二〇号	平成四年七月二十七日

鳥取県告示第七百四十七号

江府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）俣野地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二二五

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字勝田川頭西平八〇九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

西伯郡岸本町丸山字上ノ原一八〇三の二八六

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字登り尾七〇五の三、字古箭ノ谷六九四・六九五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間 平成四年十月十五日から同月二十四日まで

三 作業地域 八頭郡郡家町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項(同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地

方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）
 第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含
 む。）の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、二七七
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五四、六〇三
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三四、六八七
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三三、一〇八
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、八〇四
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、四七五
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八一八
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、〇五五
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇三一
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六九五
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、五四九
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、三八五

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定
 に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
岸本悟後援会	浜崎 正儀	前田 由美	八頭郡那家町大字 那家七八一	平成四年六月八日	その他政治団体
和田哲也後援会	中村 正信	田中 睦治	八頭郡那家町大字 福地三四六	平成四年七月七日	"
河村久雄後援会	河村 清	河村 悦子	八頭郡那家町大字 覚王寺五二	平成四年七月八日	"
谷口弘幸後援会	垣田 豊臣	柿田 義夫	八頭郡船岡町大字 坂田一〇八	平成四年七月十五日	"
林原誠後援会	川上 勇	末次 雄平	西伯郡中山町田中 八五六―三	平成四年七月三十一日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づ
 き、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同
 法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市住吉支部	主たる事務所の所在地	米子市上後藤三丁目三十二	米子市旗ヶ崎二丁目一六一	平成四年七月一日	政党の支部
自由民主党日吉津村支部	代表者の氏名	山根 作次	益田 信夫	平成四年七月七日	"
自由民主党鳥取県トラック支部	代表者の氏名	中島 健次	砂 謙一	平成四年八月六日	"
渡邊利夫後援会	会計責任者の氏名	錫木 卓朗	北山 典夫	平成四年六月九日	その他
前田治司後援会	主たる事務所の所在地	東伯郡北条町大字国坂九五	東伯郡北条町大字国坂六五	平成四年七月二十日	その政治団体
岸本倍後援会	"	八頭郡家七八	八頭郡家七八	平成四年七月二十四日	"
鳥取県トラック運輸政治連盟	代表者の氏名	中島 健次	砂 謙一	平成四年八月六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
三朝町西尾邑次後援会	安田真一郎	安井 由行	東伯郡三朝町大字山田一七四一	平成四年六月十八日	その他
江原勝後援会	松田 勝三	梶野磨理子	米子市博労町三丁目八〇一	平成四年六月二十日	"
村田只春後援会	西村 光義	山根 秀雄	東伯郡北条町大字国坂一五六六	平成四年六月二十三日	"
橋本豊後援会	松本 克	河崎 義人	東伯郡北条町大字江北四五一一	平成四年六月二十日	"
東風会	安田 光昭	宇田川 潔	米子市西福原八六二一四	平成四年七月四日	"
玉木久夫後援会	寺谷英太郎	玉木 久子	八頭郡智頭町大字中原一	平成四年六月十七日	その他

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 玉木久夫後援会 報告年月日 平成4年6月17日 (平成3年4月30日解散)	その他の経費 合 計 220円	政治団体の名称 橋本豊後援会 報告年月日 平成4年6月28日 (平成3年2月7月解散)	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 750円 ア 前年繰越額 750円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 750円 イ 本年収入額 0円 ロ 支出の内訳 750円 経常経費
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 243,160円 ア 前年繰越額 243,160円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 243,160円 政治活動費 寄附・交付金 243,160円 合 計 243,160円	政治団体の名称 江原勝後援会 報告年月日 平成4年6月20日 (平成3年12月31日解散)	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 5,223円 ア 前年繰越額 5,223円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出の内訳 5,223円 経常経費	2 支出の内訳 750円 備品・消耗品費
政治団体の名称 三朝町西尾恩次後援会 報告年月日 平成4年6月18日 (平成3年12月9日解散)	事務所費 5,223円 合 計 5,223円	政治団体の名称 東風会 報告年月日 平成4年7月4日 (平成3年12月31日解散)	合 計 750円
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 220円 ア 前年繰越額 220円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 220円 支出の内訳 220円 政治活動費	政治団体の名称 村田只壽後援会 報告年月日 平成4年6月23日 (平成3年6月30日解散)	収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	鳥取県公安委員会告示第九十一号 次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。 平成四年九月十六日 鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

公安委員会告示

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	ユニオンジャックS4	株式会社三星
"	ウエーブS3	"
"	ジョイフルS2	"
"	チャソプ	"
"	ジャネット	"
"	ワイワイフアーム	京楽産業株式会社
"	スーパーゴルフ5	"
"	カーニバル	株式会社ニューギン
"	ツープーターAA	"
"	ピットイン	豊丸産業株式会社
回胴式遊技機	トライアソフ	株式会社タイヨー

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
 次のとおり開催する。

平成4年9月16日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定に
 よる猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けよ
 うとする者（②のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。
 ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定す
 るもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成4年10月22日 午前10時00分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下第 1会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
	午後4時30分まで		
経験者講習	平成4年10月9日 午後1時30分から	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各 警察署の管内に居 住する者
	午後4時30分まで		

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑